

京都府小学生バレーボール連盟規約

昭和55年11月 1日制定

第1章 名 称

第1条 本連盟は、京都府小学生バレーボール連盟と称する。

第2章 目 的

第2条 本連盟は、京都府バレーボール協会に属し、京都府における小学生バレーボールチームを統括し、小学生バレーボールの普及発展と技術の向上を図ると共に、心身共に健全な小学生の育成に努めることを目的とする。

第3章 事 業

第3条 本連盟は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- 1 小学生バレーボール大会の開催。
- 2 小学生を対象とするバレーボール教室の開催。
- 3 小学生バレーボールに関する指導者の育成と、指導者講習会・研修会の開催。
- 4 小学生バレーボールに関する審判員の養成と、審判講習会・研修会の開催。
- 5 その他、本連盟の目的を達成するために必要な事業。

第4章 組 織

第4条 本連盟は、本連盟の趣旨に賛同する京都府在住の小学生バレーボールチームをもって組織する。

第5章 役 員

第5条 本連盟には、次の役員を置く。

- | | | | | | |
|-------|-----|--------|-----|-------|-----|
| ・会 長 | 1 名 | ・副 会 長 | 若干名 | ・顧 問 | 若干名 |
| ・参 与 | 若干名 | ・理 事 長 | 1 名 | ・副理事長 | 若干名 |
| ・常任理事 | 若干名 | ・理 事 | 若干名 | ・会 計 | 1 名 |
| ・監 事 | 2 名 | | | | |

第6条 役員の任期はすべて2カ年とし、留任は妨げない。

第7条 本連盟の役員の選出は、次の方法による。

- 1 会長・副会長は理事会において推挙する。
- 2 顧問・参与は常任理事会において推挙し、会長がこれを委嘱する。
- 3 理事長・副理事長は理事の中より理事会において選出し、会長がこれを委嘱する。
- 4 常任理事は理事会において選出し、会長がこれを委嘱する。
- 5 理事は、各部・各支部より推薦された者から選出し、会長がこれを委嘱する。会長は、学識経験者の中から前項理事のほかに指名委嘱することがで

きる。但し、指名理事数は前項理事数の2分の1をこえることはできない。

6 会計及び監事は、理事会において推挙し、会長がこれを委嘱する。

第8条 本連盟の役員の任務は次の通りとする。

- 1 会長は本連盟を統括し、連盟を代表する。
- 2 副会長は会長を補佐し、会長事故ある時はその職務を代行する。
- 3 理事長は本連盟の会務を掌握する。
- 4 副理事長は理事長を補佐し、理事長事故ある時はその職務を代行する。
- 5 理事は理事会に付議された事項を審議する。
- 6 会計は本連盟の会計収支にたずさわari、監事の会計監査を受ける。
- 7 監事は会計を監査する。

第6章 会 議

第9条 本連盟に次の会議を置く。

- 1 常任理事会は臨時開催し、理事会に提出する書類及び、その他必要な事項について検討する。
- 2 理事会（総会）は年1回以上会長が招集して開催する。
理事会は会期の変更、予算・決算の承認、事業計画、役員の選出をするほか、本連盟の基本事項を決議する。

第10条 議事は出席者の過半数をもって決定する。

第7章 専門委員会

第11条 本連盟に専門委員会を設置することができる。

第2項 本連盟に特別委員会を設置することができる。

（1）倫理委員会

倫理委員会の規定は別の定める。

第8章 経 理

第12条 本連盟の経費は、登録費・助成金・事業収益・寄付金・その他をもってこれにあてる。

第13条 本連盟の事業並びに会計年度は毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第14条 本連盟の予算は理事会で決定し、決算は監事の監査を経て、理事会の承認を得る。

第9章 付 則

第15条 本連盟の規約は、昭和55年11月1日より施行する。

第16条 本連盟の規約改正は理事会において行う。

第17条 その他、必要なる事項は細則をもって定める。

第18条 本連盟の事務所は理事長の所在地に置く。

第19条 本連盟の規約は、平成23年12月 1日より施行する。